

令和7年度
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
一般廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理状況記録資料

年 度	令和7年度
施設名	上越市クリーンセンター
所 在	上越市大字東中島2963番地

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	令和7年									令和8年			合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1号炉	可燃性 一般廃棄物	t	1,096.00	2,476.71											3,572.71
2号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,337.16	2,195.22											4,532.38
動物 専焼炉	可燃性 一般廃棄物	t	0.04	—		—	—	—		—		—	—	—	0.04
合 計			3,433.20	4,671.93											8,105.13

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測 定 項 目	測 定 位 置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度	各炉燃焼室	連続測定（日平均の月平均値） のため翌月の1日
集じん器に流入する燃焼ガス温度	各炉ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	各炉煙突内	

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和7年									令和8年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	902	882											800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	164	164											200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	8	10											30ppm 以下 (4h)
		8	10											100ppm 以下 (1h)

【2号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和7年									令和8年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	895	887											800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	167	167											200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	9	8											30ppm 以下 (4h)
		9	8											100ppm 以下 (1h)

※動物の死骸専焼炉の燃焼ガス温度等については、1・2号炉と同様になります。
（測定対象炉については、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉となります。）

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷 却 設 備	各炉スートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集塵器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和7年									令和8年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0021	—		—		—		—		—		—	0.1以下
排ガス採取日		4/2	—		—		—		—		—		—	
結果が得られた日		4/22	—		—		—		—		—		—	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【2号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和7年									令和8年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m	0.0045	—		—		—		—		—		—	0.1以下
排ガス採取日		4/3	—		—		—		—		—		—	
結果が得られた日		4/22	—		—		—		—		—		—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和7年									令和8年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0021	—		—	—	—		—		—	—	—	0.1以下
排ガス採取日		4/2	—		—	—	—		—		—	—	—	
結果が得られた日		4/22	—		—	—	—		—		—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—		—	—	—		—		—	—	—	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。

測定結果については、測定対象炉と同様になります。（4月：1号炉、6月：2号炉、10月：1号炉、12月：2号炉で実施）

【1号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和7年									令和8年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	72	—		—		—		—		—		—	100以下
	大気汚染 防止法	(72)	—		—		—		—		—		—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	8.5	—		—		—		—		—		—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.19)	—		—		—		—		—		—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	12	—		—		—		—		—		—	30以下
	大気汚染 防止法	(20)	—		—		—		—		—		—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g/m ³ N	ND	—		—		—		—		—		—	0.02以下
排ガス採取日		4/2	—		—		—		—		—		—	
結果が得られた日		4/25	—		—		—		—		—		—	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和7年									令和8年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	72	—		—		—		—		—		—	100以下
	大気汚染 防止法	(72)	—		—		—		—		—		—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	4.5	—		—		—		—		—		—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.097)	—		—		—		—		—		—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	15	—		—		—		—		—		—	30以下
	大気汚染 防止法	(25)	—		—		—		—		—		—	49以下
	(mg /m ³ N)													
ばいじん	g /m ³ N	ND	—		—		—		—		—		—	0.02以下
排ガス採取日		4/3	—		—		—		—		—		—	
結果が得られた日		4/25	—		—		—		—		—		—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

測定項目	単位	令和7年									令和8年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	72	—		—	—	—		—		—	—	—	100以下
	大気汚染 防止法	(72)	—		—	—	—		—		—	—	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	8.5	—		—	—	—		—		—	—	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.19)	—		—	—	—		—		—	—	—	0.7以下
	(m ³ /h)													
塩化水素	ppm	12	—		—	—	—		—		—	—	—	30以下
	大気汚染 防止法	(20)	—		—	—	—		—		—	—	—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g/m ³ N	ND	—		—	—	—		—		—	—	—	0.02以下
排ガス採取日		4/2	—		—	—	—		—		—	—	—	
結果が得られた日		4/25	—		—	—	—		—		—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—		—	—	—		—		—	—	—	

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。（4月：1号炉、6月：2号炉、10月：1号炉、12月：2号炉で実施）

[illegible]

令和6年度
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
一般廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理状況記録資料

年 度	令和6年度
施設名	上越市クリーンセンター
所 在	上越市大字東中島2963番地

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	令和6年									令和7年			合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,194.06	1,240.06	816.15	2,613.04	2,612.09	2,529.00	920.39	2,448.66	2,541.32	2,460.56	2,349.69	2,340.82	25,065.84
2号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,444.18	2,564.14	2,452.67	2,551.96	2,518.46	2,463.70	312.26	2,331.60	2,522.67	2,443.86	558.31	2,032.17	25,195.98
動物 専焼炉	可燃性 一般廃棄物	t	0.04	—	0.04	—	—	—	0.04	—	0.04	—	—	—	0.16
合 計			4,638.28	3,804.20	3,268.86	5,165.00	5,130.55	4,992.70	1,232.69	4,780.26	5,064.03	4,904.42	2,908.00	4,372.99	50,261.98

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測 定 項 目	測 定 位 置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度	各炉燃焼室	連続測定（日平均の月平均値） のため翌月の1日
集じん器に流入する燃焼ガス温度	各炉ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	各炉煙突内	

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和6年									令和7年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	920	907	903	892	897	895	895	886	888	900	896	910	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	167	166	168	168	167	167	168	166	166	166	169	166	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	3	4	7	5	5	6	7	9	9	8	9	8	30ppm 以下 (4h)
		3	4	7	5	5	6	7	9	9	8	9	8	100ppm 以下 (1h)

【2号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和6年									令和7年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	897	888	889	887	884	885	887	893	885	884	889	904	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	163	163	163	163	164	164	163	169	166	166	168	164	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	7	8	9	8	8	8	8	7	8	8	8	7	30ppm 以下 (4h)
		6	8	9	8	8	8	7	7	8	8	8	7	100ppm 以下 (1h)

※動物の死骸専焼炉の燃焼ガス温度等については、1・2号炉と同様になります。
（測定対象炉については、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉となります。）

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷 却 設 備	各炉スートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集塵器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和6年									令和7年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0022	—	0.10	0.031	0.019	—	0.011	—	0.00005	—	0.00019	—	0.1以下
排ガス採取日		4/3	—	6/24	7/18	8/7	—	10/2	—	12/4	—	2/5	—	
結果が得られた日		5/1	—	7/5	7/31	8/23	—	10/28	—	12/23	—	2/21	—	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【2号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和6年									令和7年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.00015	—	0.00010	—	0.00047	—	0.00050	—	0.0025	—	0.0032	—	0.1以下
排ガス採取日		4/4	—	6/25	—	8/8	—	10/3	—	12/5	—	2/6	—	
結果が得られた日		5/1	—	7/5	—	8/23	—	10/28	—	12/23	—	2/21	—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和6年									令和7年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0022	—	0.00010	—	—	—	0.011	—	0.0025	—	—	—	0.1以下
排ガス採取日		4/3	—	6/25	—	—	—	10/2	—	12/5	—	—	—	
結果が得られた日		5/1	—	7/5	—	—	—	10/28	—	12/23	—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—	2号炉	—	—	—	1号炉	—	2号炉	—	—	—	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。

測定結果については、測定対象炉と同様になります。（4月：1号炉、6月：2号炉、10月：1号炉、12月：2号炉で実施）

【1号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和6年									令和7年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	67	—	65	—	70	—	65	—	62	—	70	—	100以下
	大気汚染 防止法	(67)	—	(65)	—	(70)	—	(65)	—	(62)	—	(70)	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	3.9	—	12	—	10	—	14	—	10	—	3.1	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.094)	—	(0.30)	—	(0.24)	—	(0.38)	—	(0.26)	—	(0.073)	—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	9	—	18	—	16	—	15	—	18	—	23	—	30以下
	大気汚染 防止法	(14)	—	(30)	—	(27)	—	(24)	—	(29)	—	(38)	—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g /m ³ N	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.02以下
排ガス採取日		4/3	—	6/24	—	8/7	—	10/2	—	12/4	—	2/5	—	
結果が得られた日		4/22	—	7/4	—	8/28	—	10/22	—	12/25	—	2/25	—	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和6年									令和7年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	76	—	58	—	63	—	73	—	59	—	62	—	100以下
	大気汚染 防止法	(76)	—	(58)	—	(63)	—	(73)	—	(59)	—	(62)	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	4.2	—	5.2	—	7.9	—	4.6	—	8.9	—	3.7	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.10)	—	(0.11)	—	(0.20)	—	(0.11)	—	(0.20)	—	(0.088)	—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	7.1	—	14	—	18	—	14	—	17	—	14	—	30以下
	大気汚染 防止法	(11)	—	(22)	—	(29)	—	(23)	—	(28)	—	(23)	—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g /m ³ N	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.02以下
排ガス採取日		4/4	—	6/25	—	8/8	—	10/3	—	12/5	—	2/6	—	
結果が得られた日		4/22	—	7/4	—	8/28	—	10/22	—	12/19	—	2/25	—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和6年									令和7年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	67	—	58	—	—	—	65	—	59	—	—	—	100以下
	大気汚染防止法 (cm ³ /m ³)	(67)	—	(58)	—	—	—	(65)	—	(59)	—	—	—	100以下
硫酸酸化物	ppm	3.9	—	5.2	—	—	—	14	—	8.9	—	—	—	50以下
	大気汚染防止法 (m ³ /h)	(0.094)	—	(0.11)	—	—	—	(0.38)	—	(0.20)	—	—	—	0.7以下
塩化水素	ppm	9	—	14	—	—	—	15	—	17	—	—	—	30以下
	大気汚染防止法 (mg/m ³)	(14)	—	(22)	—	—	—	(24)	—	(28)	—	—	—	49以下
ばいじん	g/m ³	ND	—	ND	—	—	—	ND	—	ND	—	—	—	0.02以下
排ガス採取日		4/3	—	6/25	—	—	—	10/2	—	12/5	—	—	—	
結果が得られた日		4/22	—	7/4	—	—	—	10/22	—	12/19	—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—	2号炉	—	—	—	1号炉	—	2号炉	—	—	—	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年3回以上。
※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。（4月：1号炉、6月：2号炉、10月：1号炉、12月：2号炉で実施）

◆令和6年度ばいじん除去の実施年月日記録表

実 施 年 月 日	実 施 場 所
R6.5.14	1号炉内
R6.5.17	1号ボイラ・エコノマイザ
R6.5.18	1号減温塔
R6.5.19	1号ろ過式集じん器
R6.10.8	2号炉内
R6.10.9	1号炉内
R6.10.11	1号ろ過式集じん器
R6.10.25	2号ろ過式集じん器
R6.10.17	1号減温塔
R6.10.24	2号減温塔
R6.10.19	1号ボイラ・エコノマイザ
R6.10.21	2号ボイラ・エコノマイザ
R7.2.19	2号炉内
R7.2.26	2号ボイラ・エコノマイザ
R7.2.27	2号減温塔
R7.2.28	2号ろ過式集じん器

令和5年度
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
一般廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理状況記録資料

年 度	令和5年度
施設名	上越市クリーンセンター
所 在	上越市大字東中島2963番地

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	令和5年									令和6年			合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,443.83	1,603.96	714.79	2,440.84	2,604.44	2,511.97	1,072.83	2,512.77	2,591.71	1,030.36	2,375.19	2,604.87	24,507.56
2号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,471.37	2,580.19	2,304.47	2,602.61	2,581.21	2,256.86	1,157.61	2,495.41	2,574.23	2,576.47	1,067.09	614.29	25,281.81
動物 専焼炉	可燃性 一般廃棄物	t	0.04	—	0.04	—	—	—	0.04	—	0.04	—	—	—	0.16
合 計			4,915.24	4,184.15	3,019.30	5,043.45	5,185.65	4,768.83	2,230.48	5,008.18	5,165.98	3,606.83	3,442.28	3,219.16	49,789.53

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測 定 項 目	測 定 位 置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度	各炉燃焼室	連続測定（日平均の月平均値） のため翌月の1日
集じん器に流入する燃焼ガス温度	各炉ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	各炉煙突内	

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	887	881	883	891	893	888	887	889	889	892	916	923	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	170	172	166	170	177	171	164	164	164	170	168	169	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	9	9	10	7	7	9	8	7	7	6	5	4	30ppm 以下 (4h)
		9	9	9	7	7	9	8	7	7	6	5	4	100ppm 以下 (1h)

【2号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	887	892	894	888	892	881	888	883	889	902	893	910	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	172	176	168	169	177	170	164	164	164	165	164	165	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	8	7	8	8	7	7	8	6	7	7	8	5	30ppm 以下 (4h)
		8	7	8	8	7	7	8	7	7	7	8	5	100ppm 以下 (1h)

※動物の死骸専焼炉の燃焼ガス温度等については、1・2号炉と同様になります。
（測定対象炉については、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉となります。）

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷 却 設 備	各炉スートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集塵器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0026	—	0.0081	—	0.024	—	0.0060	—	0.0068	—	0.0059	—	0.1以下
排ガス採取日		4/4	—	6/5	—	8/2	—	10/3	—	12/4	—	2/8	—	
結果が得られた日		4/19	—	7/4	—	9/1	—	11/6	—	12/25	—	2/26	—	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【2号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m	0.0060	—	0.0051	—	0.016	—	0.0033	—	0.00011	—	0.000063	—	0.1以下
排ガス採取日		4/5	—	6/6	—	8/3	—	10/4	—	12/5	—	2/9	—	
結果が得られた日		4/20	—	7/4	—	9/1	—	11/6	—	12/25	—	2/26	—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0026	—	0.0051	—	—	—	0.0060	—	0.00011	—	—	—	0.1以下
排ガス採取日		4/4	—	6/6	—	—	—	10/3	—	12/5	—	—	—	
結果が得られた日		4/19	—	7/4	—	—	—	11/6	—	12/25	—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—	2号炉	—	—	—	1号炉	—	2号炉	—	—	—	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。

測定結果については、測定対象炉と同様になります。（4月：1号炉、6月：2号炉、10月：1号炉、12月：2号炉で実施）

【1号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	70	—	61	—	70	—	54	—	62	—	70	—	100以下
	大気汚染 防止法	(70)	—	(61)	—	(70)	—	(54)	—	(62)	—	(70)	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	7	—	5	—	8.6	—	6.1	—	4.8	—	4.8	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.18)	—	(0.14)	—	(0.23)	—	(0.14)	—	(0.12)	—	(0.12)	—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	11	—	10	—	6.5	—	17	—	11	—	11	—	30以下
	大気汚染 防止法	(19)	—	(17)	—	(10)	—	(28)	—	(19)	—	(18)	—	49以下
	(m g / m ³ N)													
ばいじん	g /m ³ N	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.02以下
排ガス採取日		4/4	—	6/5	—	8/2	—	10/3	—	12/4	—	2/8	—	
結果が得られた日		4/27	—	6/22	—	8/23	—	10/25	—	12/21	—	2/28	—	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	71	—	64	—	66	—	71	—	72	—	77	—	100以下
	大気汚染 防止法	(71)	—	(64)	—	(66)	—	(71)	—	(72)	—	(77)	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	6	—	7	—	7.7	—	6.1	—	5	—	5.3	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.15)	—	(0.15)	—	(0.17)	—	(0.15)	—	(0.12)	—	(0.12)	—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	12	—	13	—	6.6	—	19	—	12	—	11	—	30以下
	大気汚染 防止法	(19)	—	(21)	—	(10)	—	(30)	—	(20)	—	(18)	—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g /m ³ N	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.02以下
排ガス採取日		4/5	—	6/6	—	8/3	—	10/4	—	12/5	—	2/9	—	
結果が得られた日		4/27	—	6/22	—	8/23	—	10/25	—	12/21	—	2/28	—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	70	—	64	—	—	—	54	—	72	—	—	—	100以下
	大気汚染防止法	(70)	—	(64)	—	—	—	(54)	—	(72)	—	—	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	7	—	7	—	—	—	6.1	—	5	—	—	—	50以下
	大気汚染防止法	(0.18)	—	(0.15)	—	—	—	(0.14)	—	(0.12)	—	—	—	0.7以下
	(m ³ /h)													
塩化水素	ppm	11	—	13	—	—	—	17	—	12	—	—	—	30以下
	大気汚染防止法	(19)	—	(21)	—	—	—	(28)	—	(20)	—	—	—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g/m ³ N	ND	—	ND	—	—	—	ND	—	ND	—	—	—	0.02以下
排ガス採取日		4/4	—	6/6	—	—	—	10/3	—	12/5	—	—	—	
結果が得られた日		4/27	—	6/22	—	—	—	10/25	—	12/21	—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—	2号炉	—	—	—	1号炉	—	2号炉	—	—	—	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年3回以上。
※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。（4月：1号炉、6月：2号炉、10月：1号炉、12月：2号炉で実施）

◆令和5年度ばいじん除去の実施年月日記録表

実 施 年 月 日	実 施 場 所
R5.5.19	1号ボイラ、1号エコノマイザ
R5.5.20	1号減温塔
R5.5.21	1号ろ過式集じん器
R5.6.20	1号ボイラ、1号エコノマイザ
R5.6.22	1号減温塔
R5.6.28	1号ろ過式集じん器
R5.10.12	1号減温塔
R5.10.13	1号ろ過式集じん器
R5.10.16	1号ボイラ、1号エコノマイザ
R5.10.19	2号減温塔
R5.10.20	2号ろ過式集じん器
R5.10.24	2号ボイラ、2号エコノマイザ
R6.1.10	1号ろ過式集じん器
R6.1.17	1号ボイラ、1号エコノマイザ
R6.1.18	1号減温塔
R6.3.13	2号ボイラ、2号エコノマイザ
R6.3.14	2号減温塔
R6.3.15	2号ろ過式集じん器

令和4年度
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
一般廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理状況記録資料

年 度	令和4年度
施設名	上越市クリーンセンター
所 在	上越市大字東中島2963番地

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	令和4年									令和5年			合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,371.22	2,449.60	779.97	1,149.24	2,600.85	2,509.65	1,509.89	2,493.27	2,419.01	2,566.62	2,140.10	2,530.47	25,519.89
2号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,385.06	2,484.13	2,215.62	2,433.47	2,502.42	2,179.35	1,211.35	2,459.08	2,505.83	450.19	2,281.35	2,539.85	25,647.70
動物 専焼炉	可燃性 一般廃棄物	t	0.04	—	0.04	—	—	—	0.04	—	0.04	—	—	—	0.16
合 計			4,756.32	4,933.73	2,995.63	3,582.71	5,103.27	4,689.00	2,721.28	4,952.35	4,924.88	3,016.81	4,421.45	5,070.32	51,167.75

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測 定 項 目	測 定 位 置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度	各炉燃焼室	連続測定（日平均の月平均値） のため翌月の1日
集じん器に流入する燃焼ガス温度	各炉ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	各炉煙突内	

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和4年									令和5年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	887	878	877	885	897	893	893	889	889	892	892	888	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	171	163	163	163	163	163	162	164	163	166	170	174	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	11	10	10	10	8	9	7	9	9	9	8	9	30ppm 以下 (4h)
		11	10	10	9	8	9	8	9	9	9	8	9	100ppm 以下 (1h)

【2号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和4年									令和5年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	885	880	888	879	887	874	889	887	889	882	890	896	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	171	164	164	165	163	163	165	165	164	164	170	176	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	9	10	9	11	10	9	9	9	9	9	6	8	30ppm 以下 (4h)
		9	10	9	10	10	10	9	8	9	9	6	8	100ppm 以下 (1h)

※動物の死骸専焼炉の燃焼ガス温度等については、1・2号炉と同様になります。
（測定対象炉については、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉となります。）

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷 却 設 備	各炉スートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集塵器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和4年									令和5年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0月	1 1月	1 2月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m	0.0018	－	0.00013	－	0.0049	－	0.0018	－	0.0086	－	0.0074	－	0.1以下
排ガス採取日		4/7	－	6/6	－	8/4	－	10/6	－	12/1	－	2/21	－	
結果が得られた日		4/25	－	6/30	－	9/6	－	11/2	－	12/28	－	3/20	－	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【2号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和4年									令和5年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m	0.041	—	0.0046	—	0.0042	—	0.0046	—	0.0040	—	0.012	—	0.1以下
排ガス採取日		4/8	—	6/7	—	8/5	—	10/7	—	12/2	—	2/20	—	
結果が得られた日		4/25	—	6/30	—	9/6	—	11/2	—	12/28	—	3/20	—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和4年									令和5年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0018	—	0.0046	—	—	—	0.0018	—	0.0040	—	—	—	0.1以下
排ガス採取日		4/7	—	6/7	—	—	—	10/6	—	12/2	—	—	—	
結果が得られた日		4/25	—	6/30	—	—	—	11/2	—	12/28	—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—	2号炉	—	—	—	1号炉	—	2号炉	—	—	—	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。

測定結果については、測定対象炉と同様になります。（4月：1号炉、6月：2号炉、10月：1号炉、12月：2号炉で実施）

【1号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和4年									令和5年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	76	—	53	—	72	—	65	—	67	—	67	—	100以下
	大気汚染 防止法	(76)	—	(53)	—	(72)	—	(65)	—	(67)	—	(67)	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	8	—	12	—	4	—	5	—	8	—	3	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.22)	—	(0.30)	—	(0.11)	—	(0.15)	—	(0.19)	—	(0.084)	—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	11	—	20	—	12	—	7.6	—	9.6	—	14	—	30以下
	大気汚染 防止法	(18)	—	(34)	—	(19)	—	(12)	—	(15)	—	(23)	—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g /m ³ N	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.02以下
排ガス採取日		4/7	—	6/6	—	8/4	—	10/6	—	12/1	—	2/21	—	
結果が得られた日		4/21	—	6/23	—	8/24	—	10/25	—	12/23	—	3/8	—	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和4年									令和5年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	78	—	65	—	66	—	79	—	70	—	72	—	100以下
	大気汚染 防止法	(78)	—	(65)	—	(66)	—	(79)	—	(70)	—	(72)	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	7	—	8	—	4	—	6	—	12	—	3	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.19)	—	(0.19)	—	(0.12)	—	(0.15)	—	(0.27)	—	(0.076)	—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	11	—	15	—	15	—	10	—	14	—	24	—	30以下
	大気汚染 防止法	(19)	—	(25)	—	(25)	—	(18)	—	(23)	—	(40)	—	49以下
	(m g /m ³ N)													
ばいじん	g /m ³ N	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.02以下
排ガス採取日		4/8	—	6/7	—	8/5	—	10/7	—	12/2	—	2/20	—	
結果が得られた日		4/21	—	6/23	—	8/24	—	10/25	—	12/23	—	3/8	—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

測定項目	単位	令和4年									令和5年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	76	—	65	—	—	—	65	—	70	—	—	—	100以下
	大気汚染 防止法	(76)	—	(65)	—	—	—	(65)	—	(70)	—	—	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫酸酸化物	ppm	8	—	8	—	—	—	5	—	12	—	—	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.22)	—	(0.19)	—	—	—	(0.15)	—	(0.27)	—	—	—	0.7以下
	(m ³ /h)													
塩化水素	ppm	11	—	15	—	—	—	7.6	—	14	—	—	—	30以下
	大気汚染 防止法	(18)	—	(25)	—	—	—	(12)	—	(23)	—	—	—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g/m ³ N	ND	—	ND	—	—	—	ND	—	ND	—	—	—	0.02以下
排ガス採取日		4/7	—	6/7	—	—	—	10/6	—	12/2	—	—	—	
結果が得られた日		4/21	—	6/23	—	—	—	10/25	—	12/23	—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—	2号炉	—	—	—	1号炉	—	2号炉	—	—	—	

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。（4月：1号炉、6月：2号炉、10月：1号炉、12月：2号炉で実施）

[illegible]

令和3年度
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
一般廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理状況記録資料

年 度	令和3年度
施設名	上越市クリーンセンター
所 在	上越市大字東中島2963番地

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	令和3年									令和4年			合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,441.59	2,439.74	2,515.40	2,605.63	2,593.66	2,521.00	1,103.94	2,508.14	2,597.69	963.88	2,334.62	2,552.12	27,177.41
2号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,458.53	2,574.84	2,511.45	2,604.60	1,278.29	2,514.10	735.23	2,365.67	2,595.68	2,560.89	897.16	2,510.10	25,606.54
動物 専焼炉	可燃性 一般廃棄物	t	0.04	—	0.06	—	—	—	0.04	—	0.03	—	—	—	0.17
合 計			4,900.16	5,014.58	5,026.91	5,210.23	3,871.95	5,035.10	1,839.21	4,873.81	5,193.40	3,524.77	3,231.78	5,062.22	52,784.12

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測 定 項 目	測 定 位 置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度	各炉燃焼室	連続測定（日平均の月平均値） のため翌月の1日
集じん器に流入する燃焼ガス温度	各炉ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	各炉煙突内	

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和3年									令和4年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	893	893	891	889	886	892	885	889	891	882	886	892	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	173	175	177	177	177	176	176	171	175	169	164	171	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	9	10	9	9	10	9	10	9	9	9	10	10	30ppm 以下 (4h)
		10	10	9	9	10	9	10	9	9	9	10	10	100ppm 以下 (1h)

【2号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和3年									令和4年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	884	884	890	886	885	885	890	889	886	889	884	885	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	173	174	176	177	176	167	166	170	174	171	167	171	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	8	8	7	8	8	10	10	7	9	8	6	7	30ppm 以下 (4h)
		8	8	7	8	8	10	10	7	9	8	6	7	100ppm 以下 (1h)

※動物の死骸専焼炉の燃焼ガス温度等については、1・2号炉と同様になります。
（測定対象炉については、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉となります。）

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷 却 設 備	各炉スートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集塵器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和3年									令和4年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.000052	—	0.000062	—	0.000080	—	0.0066	—	0.00013	—	0.0069	—	0.1以下
排ガス採取日		4/8	—	6/3	—	8/2	—	10/1	—	12/2	—	2/3	—	
結果が得られた日		5/6	—	6/21	—	8/30	—	10/25	—	1/6	—	3/1	—	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【2号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和3年									令和4年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0月	1 1月	1 2月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m	0.0044	—	0.0085	—	0.0070	—	0.0032	—	0.0094	—	0.0030	—	0.1以下
排ガス採取日		4/9	—	6/4	—	8/3	—	10/4	—	12/3	—	2/4	—	
結果が得られた日		5/6	—	6/21	—	8/30	—	10/25	—	1/6	—	3/1	—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和3年									令和4年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.000052	—	0.0085	—	—	—	0.0066	—	0.0094	—	—	—	0.1以下
排ガス採取日		4/8	—	6/4	—	—	—	10/1	—	12/3	—	—	—	
結果が得られた日		5/6	—	6/21	—	—	—	10/25	—	1/6	—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—	2号炉	—	—	—	1号炉	—	2号炉	—	—	—	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。

【1号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和3年									令和4年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	76	—	71	—	72	—	75	—	62	—	69	—	100以下
	大気汚染 防止法	(76)	—	(71)	—	(72)	—	(75)	—	(62)	—	(69)	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	13	—	8	—	10	—	10	—	5	—	2	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.42)	—	(0.22)	—	(0.28)	—	(0.28)	—	(0.14)	—	(0.070)	—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	15	—	13	—	16	—	19	—	7	—	7.5	—	30以下
	大気汚染 防止法	(26)	—	(16)	—	(26)	—	(32)	—	(12)	—	(12)	—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g /m ³ N	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.02以下
排ガス採取日		4/8	—	6/3	—	8/2	—	10/1	—	12/2	—	2/3	—	
結果が得られた日		4/22	—	6/21	—	8/26	—	10/20	—	12/23	—	2/23	—	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和3年									令和4年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	65	—	69	—	75	—	77	—	70	—	69	—	100以下
	大気汚染 防止法	(65)	—	(69)	—	(75)	—	(77)	—	(70)	—	(69)	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫黄酸化物	ppm	8	—	4	—	8	—	9	—	9	—	1	—	50以下
	大気汚染 防止法	(0.21)	—	(0.11)	—	(0.22)	—	(0.24)	—	(0.22)	—	(0.050)	—	0.7以下
	(m ³ N/h)													
塩化水素	ppm	16	—	8	—	9.7	—	15	—	15	—	9.8	—	30以下
	大気汚染 防止法	(26)	—	(14)	—	(15)	—	(25)	—	(25)	—	(15)	—	49以下
	(m g / m ³ N)													
ばいじん	g / m ³ N	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.02以下
排ガス採取日		4/9	—	6/4	—	8/3	—	10/4	—	12/3	—	2/4	—	
結果が得られた日		4/22	—	6/21	—	8/26	—	10/20	—	12/23	—	2/23	—	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和3年									令和4年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	76	—	69	—	—	—	75	—	70	—	—	—	100以下
	大気汚染防止法	(76)	—	(69)	—	—	—	(75)	—	(70)	—	—	—	100以下
	(cm ³ /m ³ N)													
硫酸酸化物	ppm	13	—	4	—	—	—	10	—	9	—	—	—	50以下
	大気汚染防止法	(0.42)	—	(0.11)	—	—	—	(0.28)	—	(0.22)	—	—	—	0.7以下
	(m ³ /h)													
塩化水素	ppm	15	—	8	—	—	—	19	—	15	—	—	—	30以下
	大気汚染防止法	(26)	—	(14)	—	—	—	(32)	—	(25)	—	—	—	49以下
	(mg/m ³ N)													
ばいじん	g/m ³ N	ND	—	ND	—	—	—	ND	—	ND	—	—	—	0.02以下
排ガス採取日		4/8	—	6/4	—	—	—	10/1	—	12/3	—	—	—	
結果が得られた日		4/22	—	6/21	—	—	—	10/20	—	12/23	—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—	2号炉	—	—	—	1号炉	—	2号炉	—	—	—	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年3回以上。
※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。

◆令和3年度ばいじん除去の実施年月日記録表

実 施 年 月 日	実 施 場 所
R3.8.16	2号ボイラ
R3.8.17	2号エコノマイザ
R3.8.18	2号ろ過式集じん器、2号減温塔
R3.10.7	1号ろ過式集じん器
R3.10.9	1号ボイラ、1号エコノマイザ
R3.10.11	1号減温塔
R3.10.20	2号ボイラ、2号エコノマイザ
R3.10.23	2号減温塔
R3.10.25	2号ろ過式集じん器
R4.1.17	1号ろ過式集じん器
R4.1.18	1号減温塔
R4.1.19	1号ボイラ
R4.1.21	1号エコノマイザ

令和2年度
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
一般廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理状況記録資料

年 度	令和2年度
施設名	上越市クリーンセンター
所 在	上越市大字東中島2963番地

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	令和2年									令和3年			合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,400.44	1,636.35	2,431.16	2,592.55	2,569.85	2,472.13	848.01	2,465.52	2,551.53	2,551.78	2,328.80	1,494.39	26,342.51
2号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,453.36	2,546.30	2,470.44	2,580.73	2,569.26	2,411.37	517.71	2,474.48	2,556.58	1,493.75	2,293.45	2,535.28	26,902.71
動物 専焼炉	可燃性 一般廃棄物	t	0.04	—	0.04	—	—	0.04	0.04	—	0.06	—	—	—	0.22
合 計			4,853.84	4,182.65	4,901.64	5,173.28	5,139.11	4,883.54	1,365.76	4,940.00	5,108.17	4,045.53	4,622.25	4,029.67	53,245.44

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測 定 項 目	測 定 位 置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度	各炉燃焼室	連続測定（日平均の月平均値） のため翌月の1日
集じん器に流入する燃焼ガス温度	各炉ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	各炉煙突内	

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和2年									令和3年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	903	896	891	885	889	888	890	889	893	894	895	893	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	172	170	170	172	170	169	169	168	164	174	172	175	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	7	6	7	7	7	7	7	9	9	6	8	9	30ppm 以下 (4h)
		7	6	7	7	8	7	7	9	9	6	8	9	100ppm 以下 (1h)

【2号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	令和2年									令和3年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	892	890	887	886	889	881	891	884	883	889	889	887	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	173	172	172	171	170	168	173	173	164	171	175	174	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	7	9	9	9	8	9	7	8	8	6	7	9	30ppm 以下 (4h)
		7	9	9	9	8	9	7	8	8	6	7	9	100ppm 以下 (1h)

※動物の死骸専焼炉の燃焼ガス温度等については、1・2号炉と同様になります。
（測定対象炉については、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉となります。）

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷 却 設 備	各炉スートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集塵器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和2年									令和3年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0068	－	0.021	－	0.010	－	0.013	－	0.011	－	0.015	－	0.1以下
排ガス採取日		4/2	－	6/4	－	8/3	－	10/2	－	12/4	－	2/15	－	
結果が得られた日		4/27	－	7/1	－	9/1	－	10/27	－	12/28	－	3/17	－	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【2号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和2年									令和3年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m	0.0067	－	0.0044	－	0.0036	－	0.0030	－	0.0083	－	0.015	－	0.1以下
排ガス採取日		4/3	－	6/5	－	8/4	－	10/1	－	12/3	－	2/16	－	
結果が得られた日		4/27	－	7/1	－	9/1	－	10/27	－	12/28	－	3/17	－	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	令和2年									令和3年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0068	－	0.0044	－	－	－	0.013	－	0.0083	－	－	－	0.1以下
排ガス採取日		4/2	－	6/5	－	－	－	10/2	－	12/3	－	－	－	
結果が得られた日		4/27	－	7/1	－	－	－	10/27	－	12/28	－	－	－	
測定対象炉		1号炉	－	2号炉	－	－	－	1号炉	－	2号炉	－	－	－	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。

【1号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和2年									令和3年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	66	－	67	－	73	－	70	－	78	－	72	－	100以下
	大気汚染 防止法 (cm³/mlN)	(66)	－	(67)	－	(73)	－	(70)	－	(78)	－	(72)	－	100以下
硫黄酸化物	ppm	1	－	10	－	7	－	4	－	9	－	6	－	50以下
	大気汚染 防止法 (mlN/h)	(0.037)	－	(0.22)	－	(0.19)	－	(0.12)	－	(0.14)	－	(0.16)	－	0.7以下
塩化水素	ppm	10	－	17	－	15	－	12	－	17	－	15	－	30以下
	大気汚染 防止法 (mg/mlN)	(16)	－	(28)	－	(24)	－	(20)	－	(29)	－	(25)	－	49以下
ばいじん	g /mlN	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	0.02以下
排ガス採取日		4/2	－	6/4	－	8/3	－	10/2	－	12/4	－	2/15	－	
結果が得られた日		4/15	－	6/19	－	8/18	－	10/15	－	12/15	－	3/5	－	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	令和2年									令和3年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	72	－	71	－	61	－	75	－	67	－	68	－	100以下
	大気汚染 防止法 (cm ³ /m ³ N)	(72)	－	(71)	－	(61)	－	(75)	－	(70)	－	(68)	－	100以下
硫黄酸化物	ppm	8	－	12	－	3	－	5	－	5	－	7	－	50以下
	大気汚染 防止法 (m ³ N/h)	(0.21)	－	(0.27)	－	(0.10)	－	(0.13)	－	(0.13)	－	(0.20)	－	0.7以下
塩化水素	ppm	15	－	17	－	11	－	10	－	12	－	15	－	30以下
	大気汚染 防止法 (mg/m ³ N)	(25)	－	(28)	－	(19)	－	(16)	－	(19)	－	(25)	－	49以下
ばいじん	g /m ³ N	ND	－	ND	－	ND	－	0.0009	－	ND	－	ND	－	0.02以下
排ガス採取日		4/3	－	6/5	－	8/4	－	10/1	－	12/3	－	2/16	－	
結果が得られた日		4/15	－	6/19	－	8/18	－	10/15	－	12/15	－	3/5	－	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

測定項目	単位	令和2年									令和3年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	66	—	71	—	—	—	70	—	67	—	—	—	100以下
	大気汚染防止法 (cm^3/m^3)	(66)	—	(71)	—	—	—	(70)	—	(67)	—	—	—	100以下
硫酸酸化物	ppm	1	—	12	—	—	—	4	—	5	—	—	—	50以下
	大気汚染防止法 (m^3/h)	(0.037)	—	(0.27)	—	—	—	(0.12)	—	(0.13)	—	—	—	0.7以下
塩化水素	ppm	10	—	17	—	—	—	12	—	12	—	—	—	30以下
	大気汚染防止法 (mg/m^3)	(16)	—	(28)	—	—	—	(20)	—	(19)	—	—	—	49以下
ばいじん	g/m^3	ND	—	ND	—	—	—	ND	—	ND	—	—	—	0.02以下
排ガス採取日		4/2	—	6/5	—	—	—	10/2	—	12/3	—	—	—	
結果が得られた日		4/15	—	6/19	—	—	—	10/15	—	12/15	—	—	—	
測定対象炉		1号炉	—	2号炉	—	—	—	1号炉	—	2号炉	—	—	—	

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。

[illegible]

令和元年度
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
一般廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理状況記録資料

年 度	令和元年度
施設名	上越市クリーンセンター
所 在	上越市大字東中島2963番地

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	H31年	令和元年								令和2年			合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2,470.11	2,538.77	2,011.61	2,586.20	2,583.98	2,521.18	1,700.58	2,375.52	2,305.64	777.36	2,406.96	2,520.68	26,798.59
2号炉	可燃性 一般廃棄物	t	1,543.54	2,261.87	2,015.72	2,578.26	2,583.55	2,517.71	868.93	1,541.44	2,590.02	2,592.68	1,727.89	1,433.14	24,254.75
動物 専焼炉	可燃性 一般廃棄物	t	0.06	－	0.06	－	－	－	0.04	－	0.04	－	－	－	0.20
合 計			4,013.71	4,800.64	4,027.39	5,164.46	5,167.53	5,038.89	2,569.55	3,916.96	4,895.70	3,370.04	4,134.85	3,953.82	51,053.54

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測 定 項 目	測 定 位 置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度	各炉燃焼室	連続測定（日平均の月平均値） のため翌月の1日
集じん器に流入する燃焼ガス温度	各炉ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	各炉煙突内	

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	H31年	令和元年								令和2年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	896	889	887	887	886	889	892	891	891	896	895	905	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	173	171	172	172	175	175	176	174	173	176	176	173	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	5	5	6	8	7	6	8	7	8	7	7	7	30ppm 以下 (4h)
		5	5	7	8	7	6	8	7	8	7	7	7	100ppm 以下 (1h)

【2号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	H31年	令和元年								令和2年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	899	892	892	889	891	893	890	888	890	896	890	894	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	164	173	173	172	174	174	175	172	172	174	174	171	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	6	6	7	8	7	7	7	7	9	8	8	7	30ppm 以下 (4h)
		6	6	7	8	7	7	7	7	9	8	8	7	100ppm 以下 (1h)

※動物の死骸専焼炉の燃焼ガス温度等については、1・2号炉と同様になります。
（測定対象炉については、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉となります。）

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷 却 設 備	各炉スートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集塵器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	H31年	令和元年								令和2年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m	0.0083	－	0.0045	－	0.0066	－	0.010	－	0.029	－	0.015	－	0.1以下
排ガス採取日		4/17	－	6/3	－	8/1	－	10/1	－	12/2	－	2/6	－	
結果が得られた日		5/20	－	6/20	－	8/28	－	10/23	－	1/6	－	3/4	－	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【2号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	H31年	令和元年								令和2年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m	－	0.026	0.018	－	0.012	－	0.012	－	0.013	－	0.0039	－	0.1以下
排ガス採取日		－	5/23	6/4	－	8/2	－	10/2	－	12/3	－	2/7	－	
結果が得られた日		－	6/6	6/20	－	8/28	－	10/23	－	1/6	－	3/4	－	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のダイオキシン類】

測定項目	単位	H31年	令和元年								令和2年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0083	－	0.018	－	－	－	0.010	－	0.013	－	－	－	0.1以下
排ガス採取日		4/17	－	6/4	－	－	－	10/1	－	12/3	－	－	－	
結果が得られた日		5/20	－	6/20	－	－	－	10/23	－	1/6	－	－	－	
測定対象炉		1号炉	－	2号炉	－	－	－	1号炉	－	2号炉	－	－	－	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。

【1号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	H31年	令和元年								令和2年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	66	－	69	－	68	－	76	－	74	－	63	－	100以下
硫黄酸化物	ppm	10	－	13	－	8	－	5	－	10	－	9	－	50以下
塩化水素	ppm	15	－	16	－	13	－	8	－	12	－	9	－	30以下
ばいじん	g/m ³ N	ND	－	ND	－	0.001	－	ND	－	ND	－	ND	－	0.02以下
排ガス採取日		4/17	－	6/3	－	8/1	－	10/1	－	12/2	－	2/6	－	
結果が得られた日		5/7	－	6/19	－	8/19	－	10/17	－	12/19	－	2/18	－	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	H31年	令和元年								令和2年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	72	－	70	－	77	－	71	－	68	－	68	－	100以下
硫黄酸化物	ppm	11	－	13	－	8	－	11	－	12	－	13	－	50以下
塩化水素	ppm	16	－	14	－	12	－	13	－	16	－	13	－	30以下
ばいじん	g/m ³ N	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	0.02以下
排ガス採取日		4/18	－	6/4	－	8/2	－	10/2	－	12/3	－	2/7	－	
結果が得られた日		5/7	－	6/19	－	8/19	－	10/17	－	ND	－	2/18	－	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	H31年	令和元年									令和2年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
窒素酸化物	ppm	66	－	70	－	－	－	76	－	68	－	－	－	100以下	
硫黄酸化物	ppm	10	－	13	－	－	－	5	－	12	－	－	－	50以下	
塩化水素	ppm	15	－	14	－	－	－	8	－	16	－	－	－	30以下	
ばいじん	g/m ³ N	ND	－	ND	－	－	－	ND	－	ND	－	－	－	0.02以下	
排ガス採取日		4/17	－	6/4	－	－	－	10/1	－	12/3	－	－	－		
結果が得られた日		5/7	－	6/19	－	－	－	10/17	－	12/19	－	－	－		
測定対象炉		1号炉	－	2号炉	－	－	－	1号炉	－	2号炉	－	－	－		

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年3回以上。
※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、4月：1号炉・6月：2号炉・10月：1号炉・12月：2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。

◆令和元年度ばいじん除去の実施年月日記録表

実 施 年 月 日	実 施 場 所
H31.4.23	2号ボイラ、2号エコノマイザ
H31.4.24	2号減温塔、2号ろ過式集じん器
R1.6.17	1号ボイラ、1号エコノマイザ
R1.6.18	1号減温塔、1号ろ過式集じん器
R1.6.24	2号ボイラ、2号エコノマイザ
R1.6.25	2号減温塔、2号ろ過式集じん器
R1.10.8	2号ボイラ
R1.10.9	2号エコノマイザ
R1.10.10	2号減温塔、2号ろ過式集じん器
R1.10.21	1号ボイラ、1号エコノマイザ
R1.10.22	1号減温塔、1号ろ過式集じん器
R1.11.12	2号エコノマイザ、2号減温塔
R1.11.13	2号ろ過式集じん器
R2.1.6	1号減温塔、1号ろ過式集じん器
R2.2.24	2号減温塔、2号ろ過式集じん器

平成30年度
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
一般廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理状況記録資料

年 度	平成30年度
施設名	上越市クリーンセンター
所 在	上越市大字東中島2963番地

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	平成30年									平成31年			合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2475.59	2353.10	2509.80	2585.06	2553.88	2514.77	849.04	2505.56	2331.30	590.30	2206.10	512.59	23,987.09
2号炉	可燃性 一般廃棄物	t	2495.10	2034.90	1930.02	2569.93	1934.46	2223.96	1406.53	2037.60	2604.12	2569.05	2203.09	2587.30	26,596.06
動物 専焼炉	可燃性 一般廃棄物	t	－	0.04	0.09	－	0.04	－	－	－	0.04	－	0.04	－	0.25
合 計			4970.69	4388.04	4439.91	5154.99	4488.38	4738.73	2255.57	4543.16	4935.46	3159.35	4409.23	3099.89	50583.40

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測 定 項 目		測 定 位 置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度		各炉燃焼室	連続測定（日平均の月平均値） のため翌月の1日
集じん器に流入する燃焼ガス温度		各炉ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度		各炉煙突内	

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	平成30年									平成31年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	896	899	897	899	889	883	892	896	890	896	897	898	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	163	162	163	163	163	162	163	164	163	169	171	177	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	8	7	6	6	6	5	6	6	5	5	5	6	30ppm 以下 (4h)
		8	7	6	6	5	5	6	6	5	5	5	6	100ppm 以下 (1h)

【2号炉：燃焼ガス温度等】

測 定 項 目	単位	平成30年									平成31年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	895	887	886	888	887	891	899	893	894	900	904	895	800℃ 以上
集じん器に流入する 燃焼ガス温度	℃	164	162	163	164	162	163	163	164	164	165	164	164	200℃ 以下
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	8	7	5	5	5	4	5	5	6	5	6	7	30ppm 以下 (4h)
		8	7	5	5	5	4	5	5	6	5	6	6	100ppm 以下 (1h)

※動物の死骸専焼炉の燃焼ガス温度等については、1・2号炉と同様になります。
（測定対象炉については、8月：2号炉・12月：1号炉・2月：2号炉となります。）

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷 却 設 備	各炉スートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集塵器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	平成30年									平成31年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.00079	－	0.00044	－	0.00032	－	0.00078	－	0.00058	－	0.011	－	0.1以下
排ガス採取日		4/11	－	6/20	－	8/8	－	10/1	－	12/4	－	2/7	－	
結果が得られた日		5/10	－	7/17	－	8/31	－	10/30	－	12/21	－	3/6	－	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【2号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測 定 項 目	単位	平成30年									平成31年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.00080	－	0.015	－	0.0039	－	0.00510	－	0.00700	－	0.004	－	0.1以下
排ガス採取日		4/12	－	6/21	－	8/9	－	10/2	－	12/5	－	2/8	－	
結果が得られた日		5/10	－	7/17	－	8/31	－	10/30	－	12/21	－	3/6	－	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のダイオキシン類】

測定項目	単位	平成30年									平成31年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	－	－	－	－	0.0077	－	－	－	0.00058	－	0.004	－	0.1以下
排ガス採取日		－	－	－	－	8/9	－	－	－	12/4	－	2/8	－	
結果が得られた日		－	－	－	－	8/31	－	－	－	12/21	－	3/6	－	
測定対象炉		－	－	－	－	2号炉	－	－	－	1号炉	－	2号炉	－	

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

※動物の死骸専焼炉のダイオキシン類の測定は、8月は2号炉、12月は1号炉、2月は2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。

【1号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	平成30年									平成31年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	68	－	60	－	69	－	74	－	71	－	68	－	100以下
硫黄酸化物	ppm	10	－	14	－	8	－	9	－	13	－	12	－	50以下
塩化水素	ppm	15	－	18	－	16	－	14	－	16	－	18	－	30以下
ばいじん	g/m ³ N	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	0.02以下
排ガス採取日		4/11	－	6/20	－	8/8	－	10/1	－	12/4	－	2/7	－	
結果が得られた日		4/26	－	6/27	－	8/20	－	10/17	－	12/17	－	2/25	－	
測 定 位 置		1号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測 定 項 目	単位	平成30年									平成31年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	73	－	68	－	69	－	77	－	74	－	65	－	100以下
硫黄酸化物	ppm	11	－	11	－	12	－	11	－	13	－	4	－	50以下
塩化水素	ppm	16	－	19	－	18	－	17	－	17	－	19	－	30以下
ばいじん	g/m ³ N	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	ND	－	0.02以下
排ガス採取日		4/12	－	6/21	－	8/9	－	10/2	－	12/5	－	2/8	－	
結果が得られた日		4/26	－	6/27	－	8/20	－	10/17	－	12/17	－	2/25	－	
測 定 位 置		2号炉煙突内												

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年6回以上。

【動物死骸専焼炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測定項目	単位	平成30年									平成31年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
窒素酸化物	ppm	－	－	－	－	67	－	－	－	71	－	65	－	100以下
硫黄酸化物	ppm	－	－	－	－	8	－	－	－	13	－	4	－	50以下
塩化水素	ppm	－	－	－	－	18	－	－	－	16	－	19	－	30以下
ばいじん	g/m ³ N	－	－	－	－	ND	－	－	－	ND	－	ND	－	0.02以下
排ガス採取日		－	－	－	－	8/9	－	－	－	12/4	－	2/8	－	
結果が得られた日		－	－	－	－	8/20	－	－	－	12/17	－	2/25	－	
測定対象炉						2号炉				1号炉		2号炉		

※動物の死骸専焼炉の排ガス測定は、8月は2号炉、12月は1号炉、2月は2号炉の煙突出口にて測定を実施。
測定結果については、測定対象炉と同様になります。

◆平成30年度ばいじん除去の実施年月日記録表

[illegible]